

平成 28 年度第 1 回 こども・子育て支援会議 教育・保育施設等事故検証部会

日 時：平成 28 年 6 月 3 日（金）18 時 00 分～21 時 00 分

会 場：大阪市役所 地下 1 階第 11 共通会議室

認可外保育施設「たんぽぽの国」（淀川区）

出席者：《委員》

寺見委員、西村委員、林委員、舟本委員、堀委員 （五十音順、敬称略）

《本市》

稲木保育施策部長、武田指導担当課長、赤本保育企画課長

納田施設指導担当課長代理、米田保育指導担当課長代理

- 議 事：
- (1) 部会長の選出
 - (2) 運営規程について
 - (3) 傍聴要領について
 - (4) 事故概要について
 - (5) 検討の進め方について
 - (6) 現地視察

議事録：

【公開】

納田：お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から、こども・子育て支援会議 教育・保育施設等事故検証部会を開催いたします。

委員の皆様方には、公私何かとお忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

私は本日の司会を務めさせていただきます、こども青少年局保育施策部 保育企画課施設指導担当課長代理の納田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本部会は、平成 28 年 3 月 31 日付で国から通知がありました「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」に基づき、条例に定めるこども・子育て支援会議に設置される教育・保育施設等事故検証部会となります。

本部会では、こども・子育て支援会議運営要綱に定めますとおり、「特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業で発生した死亡事故等の重大な事故についての検証及び再発防止策に関すること」を所掌事項としております。本部会において、検証結果及び再発防止策のための提言をまとめていただいたうえで、本市にご報告いただきたいと考えております。本市としましては、報告内容について公表していく予定です。

また本部会は、国からの通知にもありますように、関係者の処罰を目的とするものではございません。事故発生の事実把握、発生原因の分析等を行いまして、必要な再

発防止策を検討するものでございます。

本日は、本部会の第 1 回目となりますので、最初にご出席いただいております委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。

お手元に配付しております 3 ページの資料 1 の名簿をご参照ください。当部会は 5 名の委員で構成されております。五十音順にご紹介させていただきます。

神戸松蔭女子学院大学大学院 人間科学部 こども発達学科 教授の寺見陽子委員で
ございます。

寺見委員：寺見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

納田：弁護士の西村英一郎委員でございます。

西村委員：西村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

納田：武庫川女子大学 生活環境学部食物栄養学科 教授の林宏一委員でございます。

林委員：林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

納田：地方独立行政法人 大阪市民病院機構 大阪市立住吉市民病院 病院長の舟本仁
一委員でございます。

舟本委員：舟本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

納田：常磐会短期大学幼児教育科 教授の堀千代委員でございます。

堀委員：堀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

納田：皆様方どうぞよろしくお願いいたします。続きまして、本市出席者を紹介いたし
ます。こども青少年局 保育施策部長の稲木でございます。

稲木：稲木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

納田：保育施策部 指導担当課長の武田でございます。

武田：武田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

納田：保育施策部 保育企画課長の赤本でございます。

赤本：赤本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

納田：保育施策部 保育企画課 担当係長の木村でございます。

木村：木村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

納田：保育施策部 保育企画課 担当係長の藤原でございます。

藤原：藤原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

納田：最後に納田でございます。

まず、開会にあたりまして、こども青少年局 保育施策部長の稲木からごあいさつ申
し上げます。

稲木：大阪市こども青少年局保育施策部長の稲木でございます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席頂きまして誠にありがとうございます。
また、この度はこども・子育て支援会議 教育・保育施設等事故検証部会の委
員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

ご承知のとおり、本年 4 月 4 日、1 歳の男の子が初めて預けられた認可外保育施設

において心肺停止状態となり、搬送先の病院で死亡されるという大変痛ましい事故が発生いたしました。

去る 4 月 14 日には、吉村市長が記者会見において、記者からの質問を受け、「こういった事故は、絶対に無くしていかなければならない。今後、第三者委員会を立ち上げて、この事故の原因究明・再発防止の検証を行っていく。」と回答されています。

司会の方からも紹介しましたとおり、本年 3 月末には、内閣府・文部科学省・厚生労働省の方から、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証について」、という通知が出されたところでございます。

本市では、教育・保育施設等における重大事故について、検証を行う仕組みというものは、これまでございませんでしたが、この間、検証委員会の設置に向けて、準備を進めてまいりました。

検証委員会につきましては、本市条例による附属機関として設置いたしますため、こども・子育て支援法に基づき、平成 25 年度に、条例により設置されておりますこども・子育て支援会議の中に、新たに検証部会を設置することとし、こども・子育て支援会議、会長代理のご指名を受けて、検証部会の委員を決定させていただき、本日、第 1 回の会議を開催する運びとなりました。

保育ニーズが増大を続ける中、保育の量だけでなく、保育の質を確保することが、今、大きな課題となっております。

各施設での事故防止及び安全対策は、そのための基礎となる極めて重要なものであると考えております。今回のように痛ましい事故を繰り返さないための具体的な方策につきまして、検証部会において議論を深めていただき、本市に対する提言につなげて頂きたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、何とぞよろしく、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

納田：ありがとうございました。それでは、5 ページの資料 2 をご覧ください。こども・子育て支援会議条例第 7 条、第 9 条により、部会の開催には委員の過半数の出席が必要とされています。本日は 5 名出席いただいております、部会は有効に成立しています。

本日の議事は、はじめに部会長をご選任いただいた後、運営規程、傍聴要領といった部会の運営上必要となるルールを策定いただく必要がございます。その後、今回の事故概要についてご説明し、検討の進め方についてご議論いただきたいと思います。

議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は次の 5 点です。

- ・資料 1 といたしまして、教育・保育施設等事故検証部会委員名簿
- ・資料 2 といたしまして、こども・子育て支援会議条例、規則、運営要綱 複数ページにまたがっているもので、5 ～ 7 ページのものでございます。

- ・資料3といたしまして、こども・子育て支援会議 教育・保育施設等事故検証部
会運営規程（案）

- ・資料4といたしまして、傍聴要領（案）

- ・資料5といたしまして、審議会等の設置及び運営に関する指針（抄）

これらのものが配付資料としてございます。また、本日の参考資料といたしましては次の4点です。

- ・参考資料1 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について（平成28年3月31日付国通知） 本部会の基となるものです。

- ・参考資料2 認可外保育施設指導監督基準

- ・参考資料3 大阪市認可外保育施設に対する指導監督要綱

- ・参考資料4 認可保育所、認可外保育施設の比較を一覧表でまとめたものです。

不足している資料はございませんでしょうか。

それでは、不足がないようですので、議事にはいります。

はじめに、議事の1ですが、5ページの資料2のこども・子育て支援会議条例第6条第3項に従い、部会長の選出をお願いいたします。

部会長は、部会委員の互選により定めることとなっておりますが、いかがでしょうか。

初めての会議ですので、お声もあがりませんので、事務局の方で案を用意しております。事務局案についてご検討いただくということでいかがでしょうか。

武田：事務局といたしましては、寺見委員に部会長をお願いできないかと考えております。寺見委員は、神戸松蔭女子学院大学大学院でこどもの発達・心理学等について教鞭をとっておられ、教育・保育両分野に精通する専門家でおられます。みなさまいかがでしょうか。

各委員：異議なし。

武田：ありがとうございます。それでは、寺見委員に部会長をお願いいたします。恐れ入りますが、部会長席へお移り願います。

納田：それでは、寺見部会長からごあいさついただきたいと思います。よろしくお願いします。

寺見部会長：先程、ご指名いただきました、寺見でございます。

本当に重要な会議で、どこまで務まるか、心配しておりますが、皆様方のご協力を頂いて、より良い結果が出せるように努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、冒頭にあたりましては、本当にあつてはならぬことがあつて、私も本当に心を痛めております。御関係の方々、特にご両親様におかれましては、本当に心からお悔やみを申し上げます。その関係の方々も、かなりのご心労を感じられていることと思います。本当に想像を絶するようなことがたくさんあると思いますけれども、お悔や

み申し上げます。これからそのお心に、寄与できるような会議を、進めていきたいと思っております。

どうぞ、宜しくお願いいたします。

納田：ありがとうございます。これ以降の進行につきましては、寺見部会長にお願いしたいと思います。

なお、この後、こども・子育て支援会議条例第6条に従い、部会長代理を指名していただくことになっております。部会長よろしく申し上げます。

寺見部会長：部会長の指名ということですので、こどものこと、保育のことに精通していらっしゃる、堀委員にお願いしたいと思います。堀委員よろしく申し上げます。

納田：それでは、恐れ入りますが堀委員は部会長代理席へお移り願います。

それでは、寺見部会長、以降の進行についてよろしく申し上げます。

寺見部会長：それでは私の方から議事を進めていきます。改めまして、皆さまのご協力を、宜しくお願いいたします。

それと、この会議の目的をもう一度、確認させて頂きたいのですが、もちろん今回起こりました事柄に対しての、細かな事柄を検証をすると同時に、「このようなことが、二度と再発しないように、いかに対応していくのか」、と言うところも、合わせて検討していくことが、今回の目的でございます。

そのことも踏まえて、皆さまも、より良い論議を進めていただきますよう、お願い申し上げます。

それではまず、議事2の運営規程について事務局から説明願います。

武田：当部会の運営方法等につきましては、9ページの資料3にあります「こども・子育て支援会議 教育・保育施設等事故検証部会運営規程（案）」において規定したいと考えております。本市のこども・子育て支援会議の運営に関わりましては、こども・子育て支援会議条例等で既に規定がございます。部会運営規程はそれらに規定されていない事項を定めるものと考えております。それでは、運営規程案を読み上げさせていただきます。

こども・子育て支援会議 教育・保育施設等事故検証部会 運営規程（案）

1 総則 この運営規程は、こども・子育て支援会議条例（以下「条例」という。）、及びこども・子育て支援会議運営要綱にもとづき、こども・子育て支援会議に設置した教育・保育施設等事故検証部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

2 委員構成 部会は、条例第6条第2項にもとづき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会の会議 （1）部会の会議は、条例第9条にもとづき、部会長が召集する。

（2）部会の議決は、これをもってこども・子育て支援会議の議決とする。 （3）部会長は、必要と認めるときは構成員以外の出席を求めることができる。

4 検証等事項 (1) 大阪市内にある又は大阪市内で実施される特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業（以下「教育・保育施設等」という。）で発生した死亡事故等の重大な事故（以下「死亡事故等」という。）を検証の対象とする。(2) 部会が死亡事故等について検証する内容は次のとおりとする。①事案の発生経過と問題点、課題の整理 ②取り組むべき課題と再発防止策 ③その他検証に必要と認められる事項

5 検証方法 (1) 部会における検証は、事例ごとに行う。なお検証にあたっては、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを明確にする。(2) 検証を行うにあたっては、関係者から事案に関する情報の提供を求めるとともにヒアリング等を行い、情報の整理を行う。この情報をもとに現地調査その他必要な調査を実施し、事実関係を明らかにするとともに発生原因の分析等を行う。

6 報告 部会は、市内で発生した死亡事故等について調査・検証し、その結果及び再発防止のための提言をまとめ、大阪市に報告するものとする。

7 部会の開催 (1) 教育・保育施設等で死亡事故が発生した場合は、事故発生後速やかに部会を開催するよう努める。(2) 教育・保育施設等で死亡事故以外の重大事故が発生した場合は、部会を随時開催するものとする。ただし、随時開催することが困難な場合、複数事例を合わせて部会を開催することもできる。(3) 部会は、個人情報保護等の観点から事例及び議題により非公開とすることができる。

8 守秘義務 部会委員は、正当な理由なく部会の職務に関して知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

9 部会の庶務は、こども青少年局が処理する。

運営規程の事務局案は以上でございますが、何点か少し詳しく説明させていただきます。

規程案の5 検証方法(1)に記載しておりますように、「検証を行うにあたっては、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでない」ことは、国からの通知でも示されており、今一度ご認識いただければと思います。

規程案の7 部会の開催(3)の部会の公開・非公開についてご説明します。本市の審議会等は資料5にございますように「審議会等の設置及び運営に関する指針」で原則公開とされております。その例外として非公開とすべき要件が規定されており、そのひとつに個人情報等の非公開情報を取り扱う場合は、会議を非公開とすることができるかとされています。全ての会議が非公開となるものではなく、個々の議事内容に応じて、その都度、公開又は非公開の判断をすることとなっているため、規程案では「事例及び議題により非公開とすることができる」としております。

本日の部会におきましても、事故概要以降は個人情報等が含まれることから非公開と

せざるを得ないと考えております。また、今後の部会におきましても、関係者から意見聴取を行う際には、公にすることにより精神的なストレスを受けられたり、萎縮されたりするなどして、率直な意見の交換が損なわれる可能性があるため、非公開とせざるを得ないと考えております。

事務局としてはこのように考えているところではございますが、資料5の「審議会等の設置及び運営に関する指針」に、「会議の公開・非公開については、当該審議会等において決定するものとする」とありますので、部会の公開・非公開、運営規程の内容についてご審議いただきますようお願いいたします。

寺見部会長：ありがとうございました。それでは、ただ今のご説明を受けて、私たちがこの審議会の運営をきちんと理解すると同時に、最後のところでご提案のありました、公開・非公開について、皆さんの意見を諮らせていただきたいと思います。特に、部会の公開・非公開については、原則公開するけれども、個人情報等取り扱う場合には非公開とすることができると、ご提案頂いておりますが、委員のみなさんいかがでしょうか。

各委員：異議なし。

寺見部会長：意義なしということですので、先ほどの運営規程どおり、公開・非公開については、その時の状況により決定していきたいと思います。

寺見部会長：それでは、議事3の傍聴要領について、事務局から説明をお願いします。

武田：資料4をご覧ください。傍聴要領（案）についてご説明いたします。

先ほどの運営規程の際にもご説明しましたように、審議会等は原則公開することとされています。個人情報を取り扱う場合や関係者からの意見聴取をする場合等を除き、公開することは先ほどの運営規程案でご検討いただきました。

この要領につきましては、一定のルールのもとで市民の皆様に傍聴していただくため、傍聴にあたっての手続き、傍聴者の遵守事項、会議の秩序維持について規定したものでございます。大阪市の審議会等におきましては、おおむね同様の要領を定めております。簡単ではございますが、説明は以上です。

寺見部会長：それでは、ただ今の事務局から傍聴要領について説明がありましたが、ご質問等はございますか。

各委員：異議なし。

寺見部会長：異議なしということですので、その形で進めさせていただきたいと思います。

寺見部会長：それでは議事4に入ります。

武田：部会長。すみません。先ほど検討しましたように、議事のなかで個人情報等を取り扱うこととなりますので、大変恐縮ですが、これ以降は非公開とさせていただきます。

傍聴者の方、報道関係の皆様方につきましては恐れ入りますが、ご退席をお願いい

たします。

(傍聴者退出)

【非公開】

以下の議事について非公開で審議し、会議終了。

議事(4) 事故概要について

議事(5) 検討の進め方について

(委員からの主な意見)

- ・ 大阪市の保有する事故に関する情報は主に施設からの聞き取り等であり、また、必要な情報が網羅されておらず、不十分な状況にある。
- ・ 情報収集を進めるため、まず、関係者、すなわち、次回はお遺族から、その後に施設関係者からの聞き取りを行う。
- ・ 本委員会としては、公正中立な立場で事実関係を可能な限り明らかにし、それらに基づいて再発防止策を検討する。

議事(6) 現地視察

事故が発生した認可外保育施設を視察